

(様式1)

工事検査成績評定書 (完成検査・中間検査)

工事担当課長

工事検査室長	工事検査室 課長補佐

検査日：平成 年 月 日

工事番号	平成 年度 第 号	工事名														請負金額					
請負者名			工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日											完成年月日						
考 査 項 目		監督員					工事担当係長					工事検査員(中間)					工事検査員(完成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名				
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施行体制	. 施行体制一般		2.5	0	-5.0	-10															
	. 配置技術者	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10															
2. 施行状況	. 施行管理		+2.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	. 工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	. 安全対策	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5															
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	. 品質	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	. 高度技術力 2	(6)		0																	
5. 創意工夫	. 創意工夫 2	(3)		0																	
6. 社会性等	. 地域への貢献等 3						+5	+2.5	0												
加減点合計(1+2+3)		± 点					± 点					± 点					± 点				
評 定 点 (65+加減点合計) 1		点					点					点					点				
7. 評 定 点 計		点 中間検査があった場合： 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 ただし (中間検査) が 2 回以上の場合には平均点 中間検査がなかった場合： 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.4																			
8. 法 令 遵 守 等 6							-					点									
9. 評 定 点 合 計 7		点					7 評定点計 (点) - 8 法令遵守等 (点)														
所 見 4		(監督員)					(工事担当係長)					(工事検査員)									

- 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点 各評定点()は少数第1位まで記入する。
- 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。 評価にあたっては、担当課内での責任者による合議を原則とする。
- 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- 所見は必ず記載する。
- 各考查項目毎の採点は、監督員は別紙1 - ~別紙1 - 、工事担当係長は別紙2 - ~別紙2 - 、工事検査員は別紙3 - ~別紙3 - によるものとし、完成工事検査員の評価に先立ち、監督員・工事担当係長が記入する。
- 法令遵守等の評価は、工事担当係長が行う。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	. 施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <p>作業分担の範囲が確認でき現場とも一致している。 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 緊急指示等に対する対応が速やかである。 施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p>	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		<p>評価値</p> <p>該当項目が80%程度以上・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（ % ） = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p>施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当があれば・・・e</p>		
	. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>「評価対象項目」</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。 工事内容を理解したうえで、現場での臨機の対応ができています。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 法令上必要な技術者等（主任技術者、作業主任者、専門技術者）を必要に応じ配置している。 作業主任者を選任し配置している。 配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p>	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である
		<p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（ % ） = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p>現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 指摘事項に対する意図的な不履行。</p> <p>1項目でも該当あれば・・・d 2項目該当・・・e</p>		

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	.施工管理		施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		<p>「評価対象項目」</p> <p>施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <p>評価値 該当項目が80%程度以上・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>1項目でもあれば・・・d 2項目該当・・・e</p>		
2 施工状況	.工程管理		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 休日の確保を行っている。 工程表の内容が検討され充実している。 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <p>評価値 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			<p>請負者の責により工期内に完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く)</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p> <p>自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記に該当あれば・・・d</p>		

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		<p>「評価対象項目」</p> <p>安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a</p> <p>該当項目が80%～90%程度・・・b</p> <p>該当項目が60%～80%程度・・・c</p> <p>該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>				<p>安全対策の不備により重大な災害等を受けた。</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p> <p>安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</p> <p>上記に該当あれば・・・d</p>
2 施工状況	.対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a</p> <p>該当項目が80%～90%程度・・・b</p> <p>該当項目が60%～80%程度・・・c</p> <p>該当項目が60%程度以下・・・d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>				<p>関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。</p> <p>上記に該当あれば・・・e</p> <p>請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。</p> <p>関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。</p> <p>上記に該当あれば・・・d</p>

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	.出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。
	<p>「評価対象項目」</p> <p>出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">理由：</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 出来形管理項目がない場合には「c」評価とする。 ばらつきの判断は別紙－5参照。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>評価値</p> 該当項目が90%程度以上・・・a 該当項目が80%～90%程度・・・b 該当項目が60%～80%程度・・・c 該当項目が60%程度以下・・・d </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（ % ） = () 評価数 / () 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div> </div>	<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; text-align: center;">上記に該当あれば・・・d</div>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; text-align: center;">上記に該当あれば・・・e</div>			
.品質	<p>a</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 (特に優れていれば a)</p>	<p>b</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。</p>	<p>c</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。または、品質管理項目がない工事。</p>	<p>d</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。</p>	<p>e</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</p>	
<p>品質の評定は、工事全般を通したものとする。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 品質管理項目がない場合には「c」評価とする。 ばらつきの判断は別紙－5参照。</p> <p>品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>	<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; text-align: center;">上記に該当あれば・・・d</div>	<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; text-align: center;">上記に該当あれば・・・e</div>				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事例
4. 高度技術	高度技術	施工規模の大きさへの対応	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（ 該当項目をチェック ）
	キーワード評価	1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模	切土・盛土工 15万m ³ < V 護岸・築堤高 10m < H トンネル(シールド) 10m <
	土木、建築工事 共通	2. その他（ 該当があればチェックして理由を記入。 ） 理由：	ダム用水門 < 設計水深25m 樋門・樋管 15m ² < A 揚排水機場 2,000mm < 堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m ² /門 トンネル(NATM) 内空断面積 85m ² < A トンネル(沈埋工法) 300m ² < A トンネル(開削工法) 20m < H 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m < H 地滑り防止工 100m < W 又は150m < L 浚渫工 100万m ³ < V 流路工 500m ³ < Q 砂防ダム 30m < H ダム高 150m < H 転流トンネル 400m ³ /s < Q 橋梁下部工 高さ 30m < H 橋梁上部工 最大支間長 100m < L
	構造物固有の難しさへの対応	3. 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5. その他 理由：	【事例：構造物固有の施工難度と対応工法等】（ 該当項目をチェック ） 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 供用中の施設の改修工事等。 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 建築工事で耐震及び免震構造の工事 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 その他、コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 NETISの評価試行方式を適用した工事。 NETISの評価試行方式を適用した工事。 その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。） その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
	技術固有の難しさへの対応	6. 工種及び工法の特異性 7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 8. NETISの評価試行方式を適用 9. その他 理由：	
	厳しい自然・地盤条件への対応	10. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 12. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 14. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 15. その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】（ 該当項目をチェック ） 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応	16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 23. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（ 該当項目をチェック ） 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 市街地での夜間工事。 市街地での夜間工事。 DID地区での工事。 供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事。 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事（左欄のその他に理由を記入。） 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事（左欄のその他に理由を記入。） その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
	その他	27. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： 28. その他（加点が1点の場合） 理由：	【その他】（ 該当項目をチェック ） その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） その他（加点が1点の場合）
	記述評価	【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	【高度技術のキーワードの詳細】
		評点： 点 ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は+6点～0点の範囲とする。 ・ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	

- 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
- 詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
- 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他 (項目記載)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	.創意工夫 キーワード評価 土木、建築工事 共通	準備・後片づけ関係 1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他 理由:					
		施工関係 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 5. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 6. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 7. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 8. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. 建築工事でプレバブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16. 建築工事で改修工事における仮設備の工夫 17. その他 理由:					
		品質関係 18. 集計ソフト等の活用と工夫 19. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫 20. コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来形・品質等) 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 22. 配筋・溶接作業等に関する工夫 23. 建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 24. 建築関係で材料の検査試験に関する工夫 25. 建築関係で施工の検査試験に関する工夫 26. 建築関係で品質試験方法の工夫 27. その他 理由:					
		安全衛生関係 28. 安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 29. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 30. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 31. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 32. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 33. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 34. 建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 35. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 36. その他 理由: 37. 震災防等による建設従事者に対する安全衛生教育 (該当があればチェック。)					
		施工管理関係 38. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 39. 建築工事で出来形管理等に関する工夫 40. 施工計画書及び写真管理等の工夫 (デジタル写真ソフトの活用等) 41. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 42. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 43. その他 理由:					
	その他 44. その他 理由: 45. その他 理由: 46. その他 理由:						
	記述評価 【レマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	評点： 点 ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は+3点~0点の範囲とする。 ・ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点する。 ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
4. キーワードの評価 (選定) 及び詳細評価は、担当課内での責任者による合議を原則として記述する。
5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

(工事担当係長)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	<p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <p>配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	.安全対策	a	b	c	d	e
	<p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。</p> <p>安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
6. 社会性等	.地域への貢献等	a	b	c	d	e
		地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない		
<p>河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p>国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p>災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p>その他 { 理由： _____ }</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。</p> <p>地域への貢献とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。</p>						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(工事担当係長)

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																		
8. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措 置 内 容</th> <th style="width: 20%;">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td>5. 文書注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td>8. 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX)一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16. その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 20px; margin-top: 5px;"> 理由: _____ </div>	措 置 内 容	措置点数	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5. 文書注意相当	- 8点	6. 口頭注意相当	- 5点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	8. 該当項目なし	
措 置 内 容	措置点数																		
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																		
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																		
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																		
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																		
5. 文書注意相当	- 8点																		
6. 口頭注意相当	- 5点																		
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																		
8. 該当項目なし																			

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である		
		<p>「評価対象項目」</p> <p>施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案されて施工を行っている。</p> <p>施工計画書と現場施工方法が一致している。</p> <p>段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。</p> <p>リサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p>建退共の証紙が適切に配布され管理されている。</p> <p>工事の関係書類及び資料整理がよい。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p>				<p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。</p> <p>契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。</p>		
		<p>評価値</p> <p>該当項目が90%程度以上・・・a</p> <p>該当項目が80%～90%程度・・・b</p> <p>該当項目が60%～80%程度・・・c</p> <p>該当項目が60%程度以下・・・d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			<p>上記1項目該当があれば・・・d</p> <p>2項目該当すれば・・・e</p>		
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。		
		<p>「評価対象項目」</p> <p>出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。</p> <p>出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。</p> <p>自社の管理基準を設定し、適切に管理している。</p> <p>自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。</p> <p>出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p>				<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>該当すれば...d</p>		
		<p>出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。</p> <p>出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>ばらつきの判断は別紙-5参照。</p>		<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			<p>契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>該当すれば...e</p>	

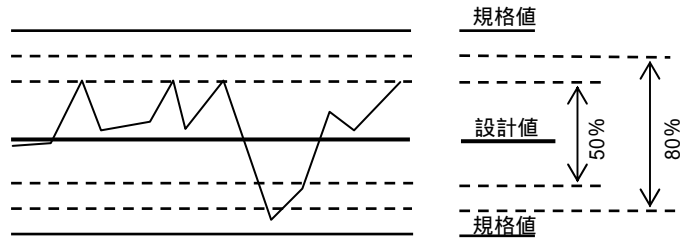
工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。(特に優れていれば a)	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a 及び b に該当しない。または、品質管理項目がない工事。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc; margin: 5px auto; width: 80%;"> 品質の評価は、工事全般を通したものとす。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> 品質管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 </div>		監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば...d	契約約款第 17 条 2 項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば...e		
.出来ばえ		a	b	c	d	
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(極めて良好であれば a)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(極めて良好であれば、aとする。) 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 他の事項に該当しない場合。 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。				

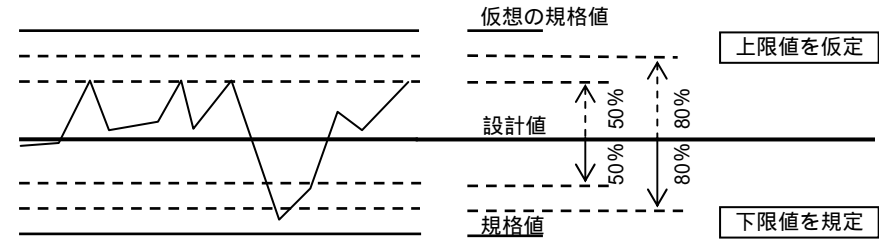
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



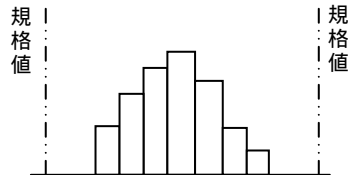
(下限値のみの場合)



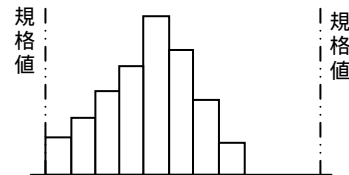
上限のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]

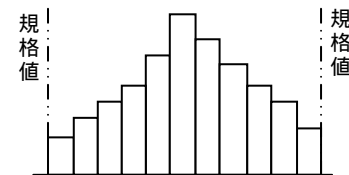
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多種工複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は、「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では、「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。